

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2021賃金確定一次要求書に対する回答について（2回目）

交渉日時 令和3年10月27日（水） 15時10分～17時00分
交渉場所 水道庁舎3階 会議室
交渉出席者 当局側 川口副市長 秋元市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長
岡野人事課副課長 足立人事研修係長 大槻給与係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長 他執行委員 計10人

概要	組合からの2021賃金確定一次要求書に対する回答（2回目） ①賃金改善について ②冬季一時金要求について ③諸手当について
組合の主張	① 昨年までの交渉経過を踏まえ、これまでに見直された賃金水準の回復を求める。 ② これまでの当局は、人事院勧告に準拠する部分がありながらも、職員の生活改善に向けた検討の姿勢を感じたが、現在の当局姿勢からはそれを感じない。 ③ 扶養手当について、以前に当局が提案した子に係る手当額の引き上げへの期待は大きく、早急な引き上げを求めるが、配偶者に係る手当額の引き下げは受け入れられない。 住居手当について、持ち家に対する手当を廃止した以上、早急に借家に対する手当額を引き上げるべきである。
当局の主張	① 10月8日に給料の引き下げを含む今後の方向性を示させていただいており、組合が求める賃金ラインの改善や前歴の是正などの措置は困難である。 ② 期末手当の引き下げの影響が大きいことは認識しているが、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告の内容等を踏まえると、本市独自施策として引き上げや据え置くという対応は困難である。 ③ 扶養手当については、国・府基準に所要経費の範囲内であれば、支給額の引き上げ等の検討している。 住居手当については、仮に府制度を本市に適用した場合、家賃の低い層で支給額が低くなる層が生じるが、現時点でその層に対象者はいない。そうした中で、方向性について検討しているところである。